

石狩市社会教育関係団体とは

1. **団体活動に関し、次の要件で活動する団体**

社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として、**継続的かつ計画的**に活動する団体であること。ただし、次の行為を行わない団体であること。

- ① 営利を目的とした事業または営利事業を援助する行為
- ② 特定の政党の利害に関する行為
- ③ 公の選挙に関して特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治的行為
- ④ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為

2. **組織及び運営に関し、次の要件を備えている団体**

- ① 団体の構成人員が**10人以上**で、原則として構成員の**2分の1以上が石狩市内に在住、在勤、又は在学**していること。
- ② 団体の主たる活動の場及び活動の本拠としての**事務所を石狩市内に有**すること。
- ③ 原則として団体の**代表者が石狩市内に在住、在勤、又は在学**すること。
- ④ **代表者、副代表者、会計監査等**の役員及び**総会**に関する規約を定めるとともに、**活動計画及び活動予算**を整備し、**自主的かつ継続的な活動**を行っていること。
- ⑤ 活動を行うための**会計処理及び経理管理**の体制を有していること。
- ⑥ **活動実績等**が確認できる書類を提出すること。

※社会教育課事務室で申請書一式を受領する際は、その場で作成することはせず、団体内で十分に協議のうえ作成し、後日、社会教育課へ提出していただきますようお願いいたします。

社会教育に関する事業とは

- ① 社会教育とは、学校の課程として行われる教育活動を除き、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動であり、体育・レクリエーションも含まれる。
- ② 教育する者と教育される者の師弟関係によって成立する事業だけでなく、大衆相互間の切磋琢磨の機能を持つ事業も含める。
- ③ 団体の行う教育活動は、単なる教育事業ばかりでなく、その周辺（団体間の連絡調整、機関紙発行、資料作成、啓発宣伝、展示会、演劇、映画会、音楽会等）も含める。

提出書類

第1～4号様式は、うら面に記入例があります

- 石狩市社会教育関係団体登録申請書（第1号様式）
- 団体役員・会員名簿（第2号様式）
- 団体活動計画書（第3号様式）
- 団体紹介資料（第4号様式） ←石狩市社会教育関係団体登録要綱第5条に基づく
- 団体規約（会則）
- 予算書（最も新しいもの）
- 決算書（会計年度を終えた最も新しいもの）
- 活動実績等の資料